

医療法人孟子会通所リハビリセンター運営規程

平成 29 年 5 月 1 日
孟子会規程第 13 号
最終改正 令和 4 年 8 月 31 日

(事業の目的)

第 1 条 医療法人孟子会が設置する医療法人孟子会通所リハビリセンター（以下「事業所」という。）において実施する指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（介護予防にあたっては要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 指定通所リハビリテーションにおいては、要介護状態の利用者に可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、理学療法、その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。

指定介護予防通所リハビリテーションの提供においては、要支援状態の利用者に可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 4 事業の実施にあたっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。

(事業の運営)

第 3 条 指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供にあたっては、事業所の従業員によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 医療法人孟子会通所リハビリセンター
- (2) 所在地 佐賀県小城市三日月町久米1295番地2

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 医師 1名：利用者に対する医学的な管理指導を行う。それぞれのサービス内容に沿った実施状況及びその評価を診療記録に記載する。
- (2) 理学療法士 1名以上（常勤）：利用者の心身状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ身体機能を評価しリハビリ計画を作成するとともに理学療法の提供を行う。
- (3) 介護職員 3名以上（常勤）：通所リハビリテーション計画に基づき、必要な介護ならびに日常生活の支援を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時30分から午後3時45分までとする。（6時間15分）

(指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の利用定員)

第7条 事業所の利用定員は、1日36人とする。

(指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の内容)

第8条 指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の内容は、次のとおりとする。

- (1) 機能訓練
- (2) 入浴（一般浴）
- (3) 食事の提供
- (4) 健康チェック
- (5) 送迎

(指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の利用料等)

第9条 指定通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成１２年２月１０日厚生省告示第１９号）によるものとする。

- ２ 指定介護予防通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額（月単位）とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成１８年３月１４日厚生省告示第１２７号）によるものとする。

- ３ 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費については徴収しない。
- ４ 食事の提供に要する費用については、５５０円を徴収する。
- ５ 指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- ６ 法定代理受領サービスに該当しない指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕に係る利用料のお支払いを受けた場合は、提供した指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第１０条 通常の事業の実施地域は、小城市三日月町の区域とする。

（衛生管理等）

- 第１１条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。
- ２ 事業所において感染症が発生し又はまん延しないように必要な措置を講ずるものとし、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

- 第１２条 利用者は指定通所リハビリテーション〔介護予防通所リハビリテーション〕の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

（緊急時等における対応方法）

- 第１３条 指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講ずることとする。
- ２ 利用者に対する指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連

絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

- 3 利用者に対する指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第14条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火器・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（苦情処理）

第15条 指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

第16条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。
- 3 利用者に対する指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（虐待防止に関する事項）

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- （1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともにその結果について、従業員に周知徹底
- （2）虐待の防止のための指針を整備
- （3）虐待を防止するための従業員に対する研修の実施
- （4）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- （5）上記措置を適切に実施するために虐待防止委員会の委員長を責任者とする

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第18条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

（1）採用時研修 採用後2か月以内

（2）継続研修 年1回

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション〔通所リハビリテーション計画及びサービス提供〕に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人孟子会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和4年9月1日から施行する。